

## 公立大学法人大阪市立大学定款の一部変更について

公立大学法人大阪市立大学定款の一部を次のように変更する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条－第19条」を「第18条－第20条」に、「第20条－第22条」を「第21条－第23条」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に、「第25条・第26条」を「第26条・第27条」に、「第27条」を「第28条」に改める。

第8条中「5人」を「6人」に改める。

第9条第2項中「第16条各号」を「第17条各号」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条第3項中「副理事長は」を「副理事長は、法人を代表し」に改める。

第10条の見出しを「(理事長の任命)」に改め、同条第1項中「、法人の申出に基づき」を削り、同条中第2項から第9項までを削る。

第27条を第28条とし、第21条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条第2項に次の1号を加える。

- (6) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の承認を得て学長が任命する者

第20条に次の4項を加える。

- 3 前項第6号に該当する委員の数は、4人とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第4号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に学外者であったときは、その再任の際における第2項第6号の規定の適用については、当該委員を学外者とみなす。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第2項第4号中「第20条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて」を削り、同条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項中「から」を「又は監事から」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中第1項及び第2項を次のように改める。

理事長の任期は、2年とする。

2 副理事長となる学長の任期は、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

第13条第5項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 理事の任期は、2年とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条の見出しを「(理事の任命等)」に改め、同条第1項中「副理事長及び」を削り、同条中第2項を次のように改める。

2 理事の任命に当たっては、その任命の際現に学外者（法人の役員又は職員以外の者をいう。以下同じ。）である者が理事の総数の2分の1以上含まれるようにしなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(学長の任命等)

第11条 市立大学の学長は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、市立大学に学長選考会議を置く。

3 学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

(1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営  
審議会において選出された者

(2) 第21条第2項第2号から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する  
教育研究評議会において選出された者

6 第18条第2項第4号又は第21条第2項第6号に掲げる者の中から選出された委員  
の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。

7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、学長選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他学長選考会議に関し  
必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

別表中「第25条」を「第26条」に改め、同表 2 建物の表杉本学舎（本館地区）  
の項中

「

|            |          |        |
|------------|----------|--------|
| 第11合同部室(2) | 住吉区杉本3丁目 | 842.33 |
|------------|----------|--------|

」

を

「

|                     |          |        |
|---------------------|----------|--------|
| 第11合同部室(2)          | 住吉区杉本3丁目 | 842.33 |
| 旧図書館ポンプ室（平成23年7月除却） | 住吉区杉本3丁目 | 3.72   |

」

に改め、同表杉本学舎（理工地区）の項中「理学部本館（1期）」を「理学部本館（1  
期）（平成25年1月除却）」に、「5,691.60」を「5,691.60（平成25年1月一部除却に  
より現在は、3,138.24）」に、「理学部本館昇降機棟」を「理学部本館昇降機棟（平成  
25年1月除却）」に、「理学部倉庫」を「理学部倉庫（平成22年10月除却）」に、「理  
学部ボーリング資料庫」を「理学部ボーリング資料庫（平成22年11月除却）」に、「理

学部動物舎」を「理学部動物舎（平成22年12月除却）」に、「理学部ポンプ室(1)」を「理学部ポンプ室(1)（平成22年11月除却）」に、「理学部磁気共鳴実験室」を「理学部磁気共鳴実験室（平成22年11月除却）」に改める。

#### 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この定款の一部変更の施行の日以後最初の学長の任命については、この定款の一部変更による変更前の公立大学法人大阪市立大学定款第10条第3項に規定する理事長選考会議を、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪市立大学定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなす。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

公立大学法人大阪市立大学の学長を理事長と別に任命することとし、理事の定数を改めるとともに、理事及び教育研究評議会の委員に占める学外者の割合を高め、併せて本市が法人に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

公立大学法人大阪市立大学定款（抄）

目 次

第 1 章 省 略

第 2 章 役 員（第 8 条－第16条）  
第17条

第 3 章 審議機関

第 1 節 経営審議会（第17条－第19条）  
第18条 第20条

第 2 節 教育研究評議会（第20条－第22条）  
第21条 第23条

第 4 章 業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）  
第24条 第25条

第 5 章 資本金等（第25条・第26条）  
第26条 第27条

第 6 章 委 任（第27条）  
第28条

附 則

（定 数）

第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人 以内及び監事 2 人以内を置  
6 人

く。

（職務及び権限）

第 9 条 省 略

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条に規定する役  
第17条 第15条

員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4－8 省 略

（理事長の任命等）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

2 理事長は、市立大学の学長となるものとする。

3 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 4 第1項の法人の申出は、理事長選考会議の選考に基づき行う。
- 5 理事長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。
  - (1) 第17条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
  - (2) 第20条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 6 前項第1号に掲げる者のうち1人は第17条第2項第2号又は第3号に掲げる者、前項第2号に掲げる者のうち1人は第20条第2項第3号に掲げる者でなければならない。
- 7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

(学長の任命等)

第11条 市立大学の学長は、理事長とは別に任命するものとする。

- 2 学長を選考するため、市立大学に学長選考会議を置く。
- 3 学長の任命は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 学長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。
  - (1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
  - (2) 第21条第2項第2号から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 6 第18条第2項第4号又は第21条第2項第6号に掲げる者の中から選出された委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

(副理事長及び理事の任命等)

第11条 副理事長及び理事の任命は、理事長が行う。

第12条

- 2 理事のうち1人は、法人の役員又は職員以外の者（以下「学外者」という。）の中から任命  
理事の任命に当たっては、その任命の際現に学外者（法人の役員又は職員以外の者をいう。

しなければならない。

以下同じ。）である者が理事の総数の2分の1以上含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第12条 省 略

第13条

（任 期）

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会

第14条 理事長の任期は、2年とする。

議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において、理事長が定める。  
副理事長となる学長の任期は、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 3 理事の任期は、2年とする。

3 - 4 省 略  
4 5

- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際に学外者で  
6

あったときは、その再任の際における第11条第2項の規定の適用については、当該理事を学外  
第12条

者とみなす。

（役員会の設置及び構成）

第14条 省 略

第15条

（役員会の招集及び議事）

第15条 省 略

第16条

- 2 理事長は、役員会の構成員のうち2人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面  
を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 - 7 省 略

（役員会の議決事項）

第16条 省 略

第17条

（設置及び構成）

第17条 省 略

第18条

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1)－(3) 省 略

(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、第20条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命する者

3－6 省 略

第18条－第19条 省 略  
第19条 第20条

(設置及び構成)

第20条 省 略  
第21条

2 教育研究評議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1)－(5) 省 略

(6) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の承認を得て学長が任命する者

3 前項第6号に該当する委員の数は、4人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第4号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に学外者であったときは、その再任の際における第2項第6号の規定の適用については、当該委員を学外者とみなす。

第21条－第27条 省 略  
第22条 第28条

別表 (第25条関係)  
第26条

1 省 略



2 建物

| 学舎             | 施設名等                     | 所在       | 延べ面積 (㎡)                              |
|----------------|--------------------------|----------|---------------------------------------|
| 杉本学舎<br>(本館地区) | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 第11合同部室 (2)              | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 旧図書館ポンプ室 (平成23年7月除却)     | 住吉区杉本3丁目 | 3.72                                  |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
| 省 略            | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
| 杉本学舎<br>(理工地区) | 理学部本館 (1期) (平成25年1月除却)   | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部本館 (2期)               | 省 略      | 5,691.60 (平成25年1月一部除却により現在は、3,138.24) |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部本館昇降機棟 (平成25年1月除却)    | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部倉庫 (平成22年10月除却)       | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部ボーリング資料庫 (平成22年11月除却) | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部動物舎 (平成22年12月除却)      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 理学部ポンプ室 (1) (平成22年11月除却) | 省 略      | 省 略                                   |
|                | 省 略                      | 省 略      | 省 略                                   |

|     |                        |     |     |
|-----|------------------------|-----|-----|
|     | 理学部磁気共鳴実験室（平成22年11月除却） | 省 略 | 省 略 |
|     | 省 略                    | 省 略 | 省 略 |
| 省 略 | 省 略                    | 省 略 | 省 略 |

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略